

下仁田町

屋外広告物の手引き



平成27年4月



下仁田町



はじめに

屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に影響を与えるものとして、周囲との調和が求められます。また、その管理が適正でないと通行人等に危害を及ぼすおそれもあります。

これまで、屋外広告物の規制は、群馬県が「群馬県屋外広告物条例」に基づいて実施してきましたが、政令市や中核市、さらに平成16年に制定された景観法による景観行政団体となった市町村においても、独自の条例を施行することができるようになりました。

下仁田町は、平成23年4月に景観行政団体となり、平成23年度に策定した「下仁田町景観計画」に基づき、“町民みんなでのぞむ下仁田の景観”を目指しています。特に、平成26年6月に世界文化遺産に登録された荒船風穴及びその周辺では良好な景観を適切に維持・保全する必要があります。

今後、良好な景観の形成を推進するため、独自の条例として「下仁田町屋外広告物条例」を施行しました。

今回施行した「下仁田町屋外広告物条例」は、群馬県屋外広告物条例の内容や下仁田町景観計画の理念を踏まえ、①良好な景観の形成と風致（自然の趣き）の維持、②公衆に対する危害の防止という2つの観点から、屋外広告物の規制を行うものです。

美しいまちを実現するため、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

【ご注意】

- ◆ この手引きは、屋外広告物の規制の内容を理解いただくための概要であり、すべての条例及び規則が掲載されているものではありません。
- ◆ 実際に屋外広告物の表示・設置を計画される場合には、『下仁田町屋外広告物条例』及び『下仁田町屋外広告物条例施行規則』をご確認ください。
- ◆ なお、屋外広告業の登録申請窓口は、以下の通りです。
群馬県都市計画課（〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 電話：027-226-3652）

目 次

はじめに.....	1
目 次	1
1. 屋外広告物条例の目的など	2
2. 群馬県屋外広告物条例との主な違いについて	5
3. 禁止広告物及び禁止物件	6
4. 地域の区分	7
5. 適用除外	11
6. 許可基準【規則別表6】	16
7. 手続きなど	27
8. 違反広告物に対する措置、罰則	32

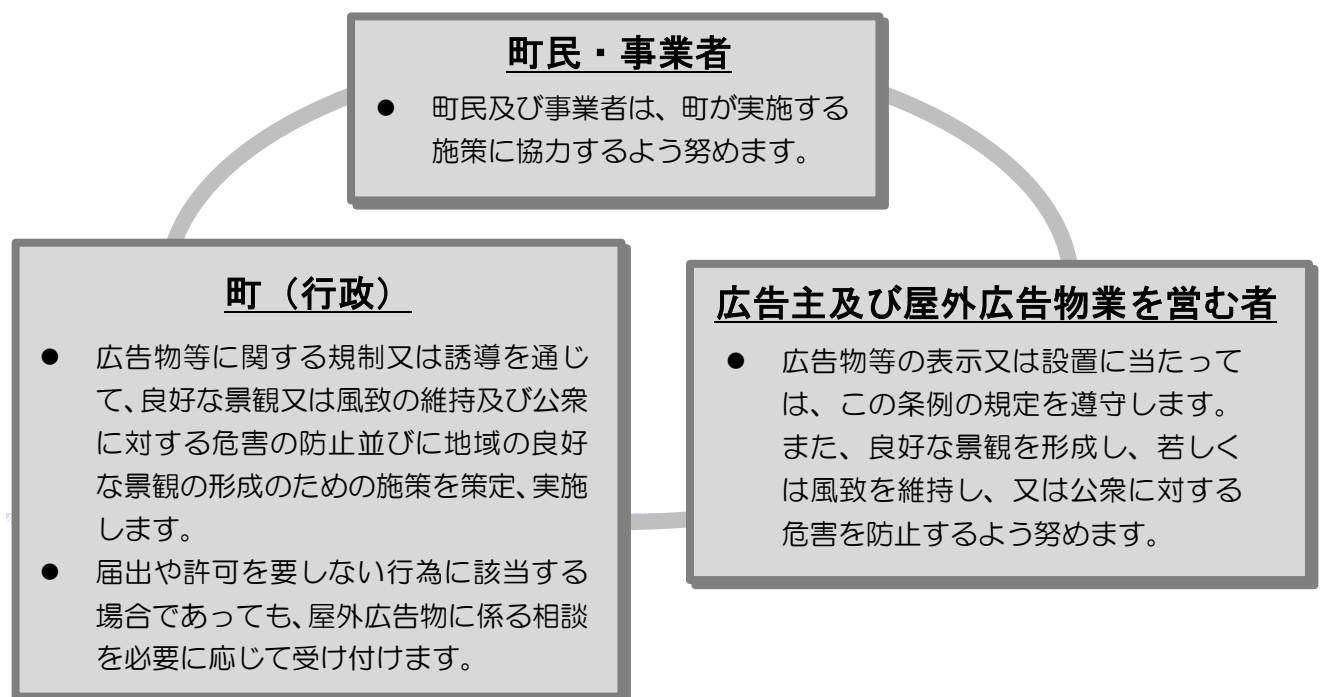
1. 屋外広告物条例の目的など

(1) 屋外広告物条例の目的 【条例１条】

この条例は、屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号。以下「法」という。）の規定に基づき、広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としています。

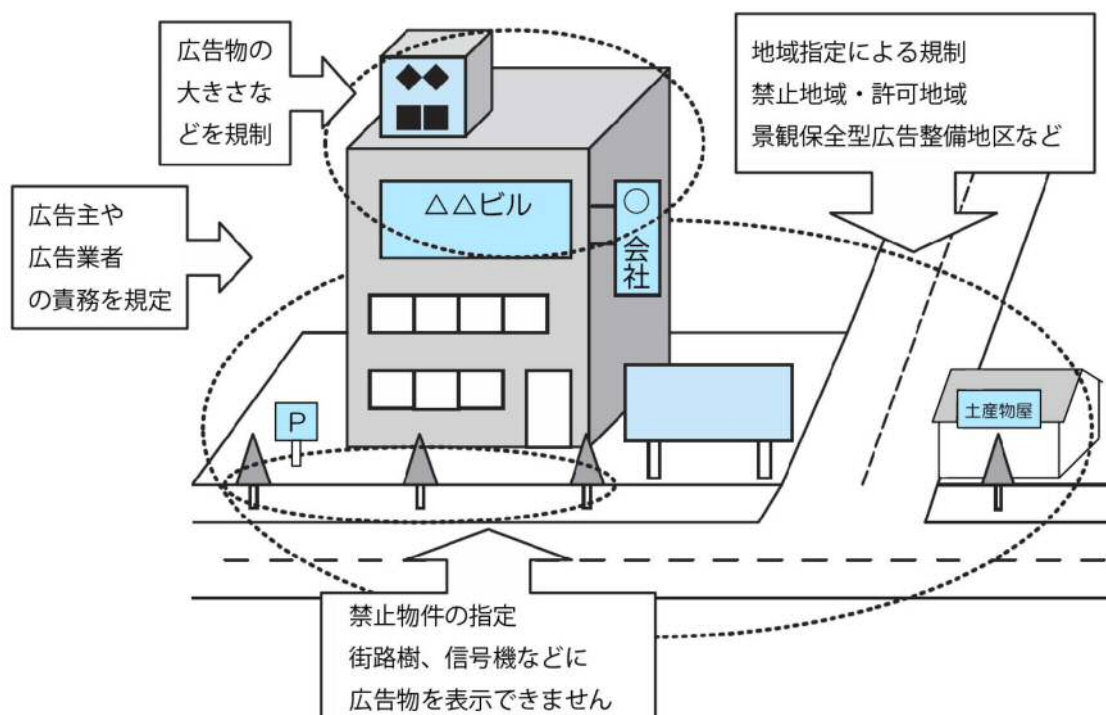
(2) 責 務 【条例３・４条】

この条例の目的を達成するため、広告主及び屋外広告物業を営む者、町、町民及び事業者の役割を明らかにしています。



(3) 屋外広告物条例の概要

- ◆ 屋外広告物の表示が規制される「禁止地域」や「禁止物件」、「許可地域」等を定めています。
- ◆ 許可を受ける場合の許可基準や、その他の表示の基準を定めています。
- ◆ 許可申請の方法や罰則などを定めています。
- ◆ 広告主や屋外広告業者の守るべき基準や責務を定めています。

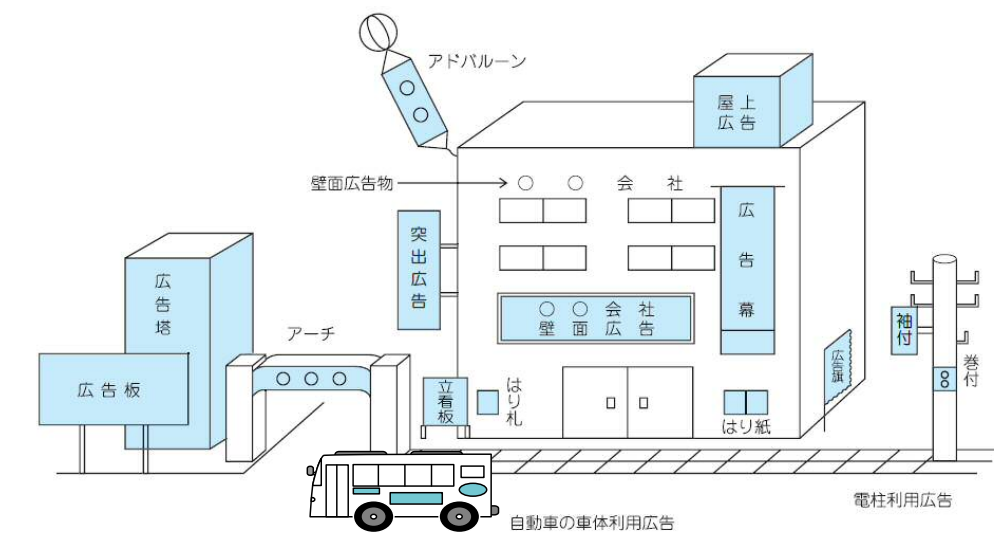


(4) 屋外広告物の定義 【条例2条】

- ◆ 条例の規制対象となる「屋外広告物」は、次の4つの要件をすべて満たしている広告物をいいます。（営利、非営利の別を問いません。）

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの	「常時又は一定の期間継続して表示」とは、定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は屋外広告物になりません。これらは、電柱や塀などに貼られたときに初めて定着性を有し、「屋外広告物」に該当することになります。
② 屋外で表示されるもの	「屋外で表示」とは、広告物が建築物等の外側にあることが必要で、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物（商業施設のショーウィンドウ内に設置されたもの・自動車などの窓の内側から外側に向けてはり付けるステッカーなど）であれば、「屋外広告物」に該当しません。
③ 公衆に表示されるもの	「公衆に表示」とは、不特定多数に対して表示するものをすべて含むのではなく、例えば、建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に」表示されていないことになります。（例、野球場や鉄道駅構内の内側に向かって表示される広告物など）
④ 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	「その他の工作物等」とは、広告塔、広告板、建物ばかりでなく、もともと広告物の表示又は掲出の目的をもったものではない煙突や塀のようなものなどを意味し、これらを利用したものも「屋外広告物」に該当します。

広告物の種類（イメージ）



2. 群馬県屋外広告物条例との主な違いについて

◆ 従来 of 群馬県屋外広告物条例と異なる点を以下に記します。

① 「禁止地域」と「許可地域」 (本手引き：7～9頁)	禁止地域	従来、群馬県屋外広告物条例で「禁止地域」としてきた地域に加えて、 ・世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」のうち荒船風穴及び緩衝地帯（以下「荒船風穴及び緩衝地帯」という。） ・国道 254 号（下仁田町の一部）、県道 44 号下仁田浅科線（一部区間）、町道 4380 号線、町道 4406 号線（以下「荒船風穴アクセス路沿道地域」という。） を新たに禁止地域として追加しました。
	許可地域	従来、群馬県屋外広告物条例で「第 1 種」、「第 2 種」で分けられていた許可地域を第 1 種の規制で統一しました。
② 禁止地域内における自家広告物の届出 (本手引き：11頁)	禁止地域内において、合計面積が 5 ㎡を超えて 10 ㎡以下の自家広告物の届出が必要になります。加えて、荒船風穴及び緩衝地帯と荒船風穴アクセス路沿道地域においては 1 ㎡を超える自家広告物の届出が必要になります。（禁止地域内では 10 ㎡を超える自家広告物を設置することはできません）	



3. 禁止広告物及び禁止物件

- ◆ 禁止広告物は、禁止地域や許可地域の区分に関係なく、どんな場合にも表示することができない広告物です。
- ◆ 禁止物件は、原則として、広告物を表示することができない物件です。

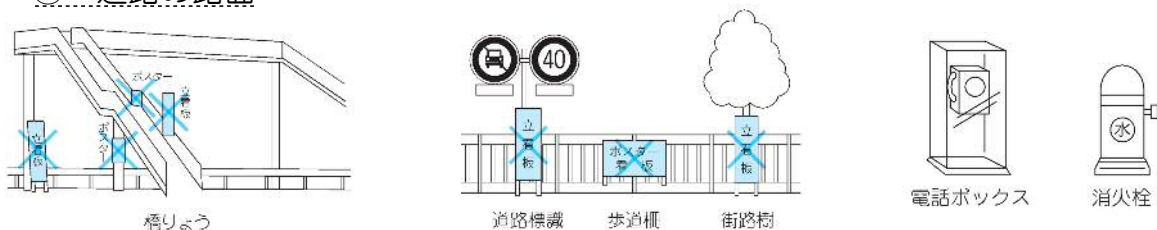
(1) 禁止広告物 【条例14条】

- ① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ④ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ⑤ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ⑥ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

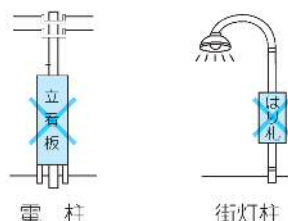
(2) 禁止物件 【条例6条】

◎次の物件には、原則として屋外広告物を表示することはできません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ② 石垣、擁壁
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標
- ⑤ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑥ 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- ⑦ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンク
- ⑨ 銅像、神仏像、記念碑
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑪ 道路の路面



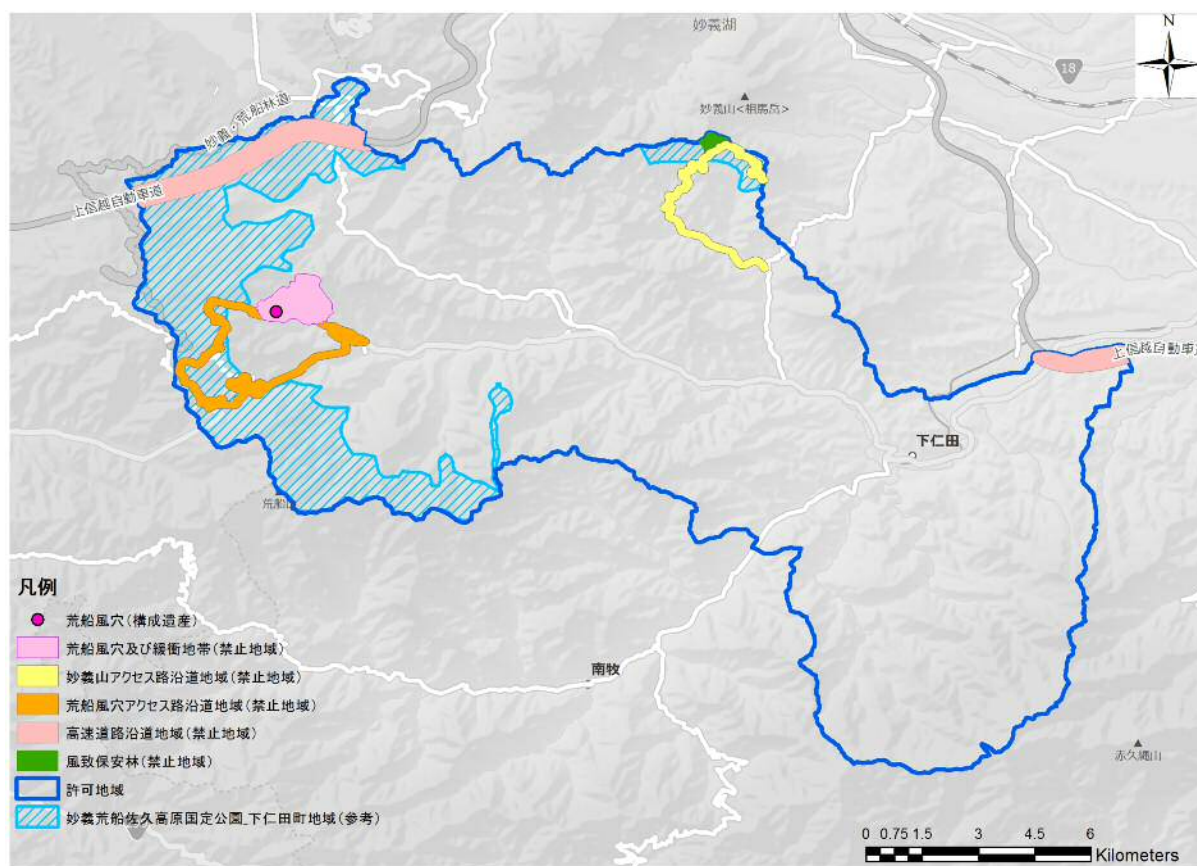
◎次の物件には、はり紙、はりれ、立看板、広告旗を表示することはできません。
電柱、街灯柱



4. 地域の区分

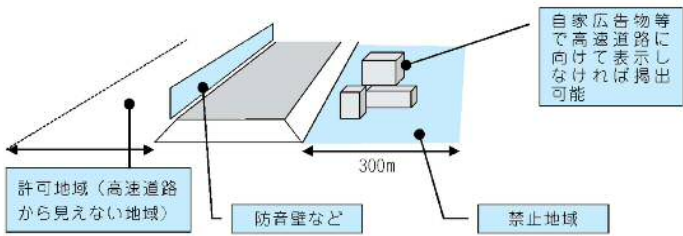
- ◆ 町内の全ての地域が、「禁止地域」か「許可地域」のいずれかに区分されます。
- ◆ さらに、必要に応じてより細かに制限強化・緩和ができるよう、「景観保全型広告整備地区」、「広告物活用地区」、「広告物協定地区」を指定できるようにしています。（平成27年4月時点で指定している地区はありません。）

基本となる地域の区分	
禁止地域	良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所
許可地域	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所



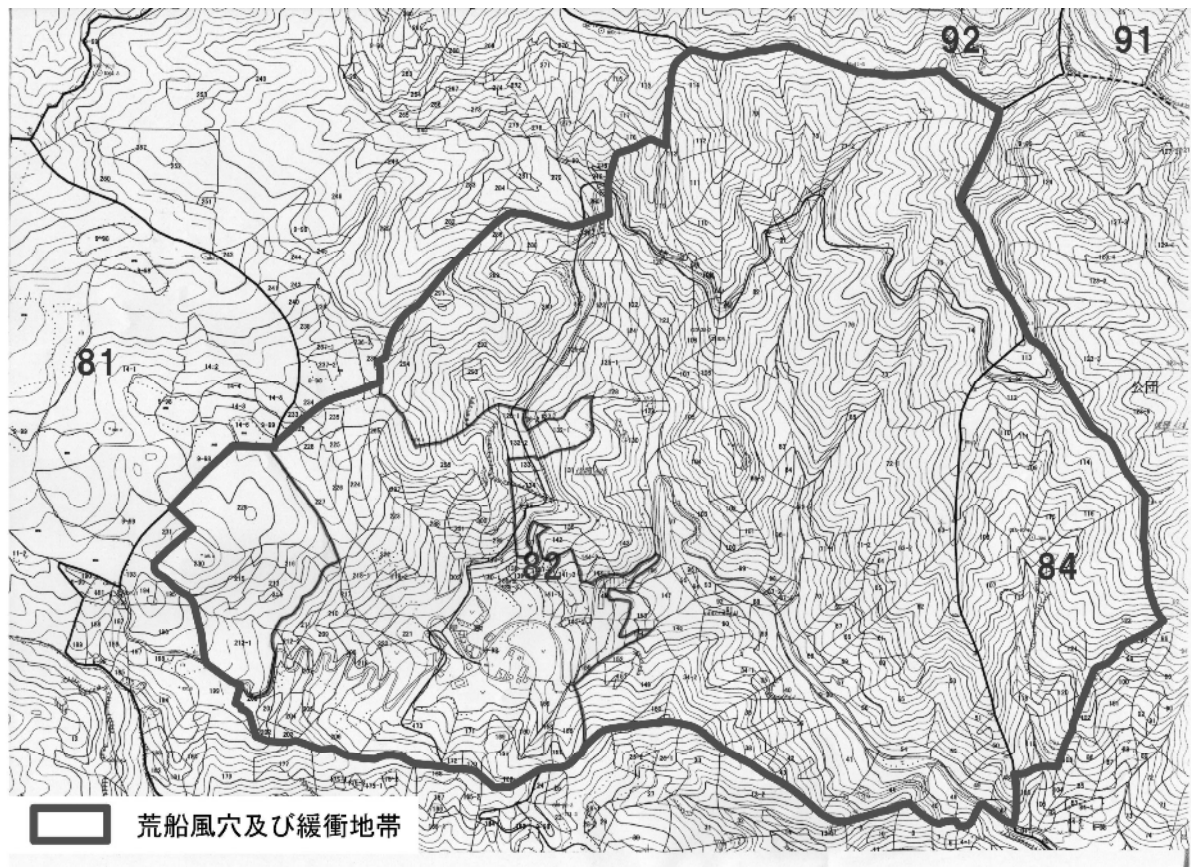
(1) 禁止地域 【条例5条】

- ◆ 禁止地域には、原則として、広告物を表示できません。
- ◆ ただし、自家広告物や案内広告物などの適用除外があります。（11～15 頁参照）

禁止地域に指定されている地域、場所		具体的な場所
1	町長が指定する国指定の重要文化財・国宝・重要有形民俗文化財指定建造物及びその周囲、史跡、名勝、天然記念物	平成27年4月時点：該当なし （但し、国指定遺跡荒船風穴は緩衝地帯とともに別途指定します）
2	町長が指定する県指定の重要文化財、重要有形民俗文化財指定建造物及びその周囲	平成27年4月時点：該当なし
3	町長が指定する町指定の重要文化財、史跡、名勝、天然記念物及びその周囲	平成27年4月時点：該当なし
4	森林法に基づく風致保安林	
5	高速道路、自動車専用道路の全区間	
6	町長が指定する道路及び鉄道等から展望できる地域 （1）次の道路から展望できる両側100m以内	・荒船風穴アクセス路沿道地域 - 国道254号（下仁田町の一部） - 県道44号下仁田浅科線（一部区間） - 町道4380号線 - 町道4406号線 ・妙義山アクセス路沿道地域 - 県道196号上小坂四ッ家妙義線（一部区間）
	（2）次の高速道路の本線から展望できる地域で、本線の路端から300m以内（ただし、自家広告物を高速道路に向けないで表示する場合を除く）  注1）原則として、高速道路から300m以内の地域は、禁止地域ですので、高速道路から見えないことは、広告主が明らかにする必要があります。 注2）高速道路から展望できる禁止地域であっても、自家広告物については、高速道路に向けて表示しなければ、許可地域の区分に従って屋外広告物を掲出することができます。	上信越自動車道の町内全区間

7	都市公園法に基づく都市公園、その他公園緑地等	
8	官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・ 体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地	
9	その他町長が特に必要と認めて指定する地域又は場所	荒船風穴及び緩衝地帯 － 群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧82林班及び84林班の一部（下図参照）

※町長が指定する地域は告示により行われます。



図：荒船風穴及び緩衝地帯

(2) 許可地域 【条例7条】

- ◆ 禁止地域以外の場所は、許可地域となります。
- ◆ 許可地域で広告物を表示する場合には、原則として、許可が必要となります。

(3) 特別な地区 【条例9・10・11条】

- ◆ 禁止地域、許可地域に加えて、必要に応じてより細かに制限強化・緩和ができるよう、「景観保全型広告整備地区」、「広告物活用地区」、「広告物協定地区」を指定できるようにしています。(平成27年4月時点で指定している地区はありません。)

① 景観保全型広告整備地区	➡	町長は、良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定し、制限を強化することができます。
② 広告物活用地区	➡	町長は、特色ある景観を有する地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を広告物活用地区として指定し、制限の緩和を行うことができます。
③ 広告物協定地区	➡	地域の良好な景観を維持・形成するため、地域住民の皆さん等が互いに地域の広告物のあり方等について広告物協定を締結し、町長の認定を受けることができます。

5. 適用除外

- ◆ 例外的に禁止地域や禁止物件に表示することができる広告物や、許可地域で許可を受けずに表示できる広告物を定めたものが「適用除外」です。
- ◆ 自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な広告物が「適用除外」として想定されています。

(1) 自家広告物の適用除外 【条例12条3項・5項】

- ◆ 自らの事業所等に店名などを表示する「自家広告物」については、禁止地域で合計10㎡以下、許可地域で合計15㎡以下の必要最低限の広告物であれば許可を受けずに表示することができます。
- ◆ 禁止地域内において、自家広告物を表示する場合は町への届出が必要となります。（12頁参照）
 - 禁止地域：自家広告物の合計面積が5㎡を超え10㎡以下の場合
 - 禁止地域のうち、荒船風穴及び緩衝地帯と荒船風穴アクセス路沿道地域
：自家広告物の合計面積が1㎡を超え10㎡以下の場合
 - ※禁止地域内では10㎡を超える自家広告物を設置することはできません
- ◆ 許可地域では、自家広告物の合計面積が15㎡を超える場合は許可が必要になります。（17頁参照）

※「自家広告物」とは「自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物」をいいます。【条例2条4項】

■ 適用除外（手続き不要）の基準

区 分	表示面積など		その他条件		備 考
「許可地域」 に表示可能	合計面積：15㎡以下		許可共通基準、許可個別基準に適合していること		15㎡を超過する場合は、要許可
「禁止地域」 に表示可能	合計面積：10㎡以下	合計面積：5㎡以下	・屋上以外の場所であること ・光源の点滅がないこと ・許可共通基準に適合しているものであること ・許可個別基準に適合しているものであること		10㎡を超えて表示することはできません。 簡易広告物の表示面積も表示面積の合計に含まれます。
		合計面積：5㎡を超える	・上記の条件に加えて、あらかじめ町に届出を行うこと		
		荒船風穴及び緩衝地帯と荒船風穴アクセス路沿道地域：1㎡を超える	・上記の条件に加えて、あらかじめ町に届出を行うこと		
高速道路などの指定道路沿線の禁止地域（高速道路から展望できる地域で本線から300m以内、国道254号（下仁田町の一部）、県道44号下仁田浅科線（一部区間）、町道4380号線、町道4406号線、県道196号上小坂四ツ家妙義線（一部区間）から展望できる地域で本線から100m以内）では、当該道路に向けないで表示することにより、許可地域と同様に自家広告物の表示が可能です。					
「禁止物件」 に表示可能	石垣・擁壁		5㎡以下		許可共通基準に適合していること
	送電塔・送受信塔・煙突・ガスタンクなど	禁止地域	10㎡以下		
		許可地域	15㎡以下		

■ 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）を自家広告物として表示する場合の適用除外基準（許可地域のみ） 【条例12条6項3号】

区 分		許可地域
個数 (枚数)	はり紙、はり札、立看板、広告旗の合計	敷地の接道延長（メートル）を5で除して得た値（端数切捨て）＋5個（枚）以下
表示 面積	はり紙	1枚あたり1.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下
	はり札	1枚あたり0.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下
	立看板、広告旗	1個あたり縦1.8m以下、横0.9m以下 道路に面して設置する場合は、相互の間隔は5m以上

(2) 案内広告物の適用除外 【条例１２条４項・規則別表１】

- ◆ 案内広告物（案内図板と案内誘導広告物）は、許可を受けることにより禁止地域にも表示ができます。
- ◆ 禁止地域で表示できる案内誘導広告物は、一面の表示面積が 2m^2 までです。
- ◆ なお、許可地域では、一面 3.3m^2 までです。（２２頁参照）

■ 禁止地域での許可基準

① 案内図板（地図、路線図又は鳥かん図を表示するもの）

区 分	禁止地域
表示面積	15m^2 以下
高 さ	5m 以下
個 数	特に定めない
表示内容	地図、路線図又は鳥かん図を表示したものであること
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
そ の 他	・光源の点滅がないものであること ・上記基準のほか許可基準にも適合していること
模 式 図	

- ② 案内誘導広告物(交差点等や敷地への入口等の付近において、施設又は道路の名称(商標等を含む。)、方向及び距離を表示するもの)

区 分	禁止地域
表示面積	- 一面2㎡以下、合計4㎡以下 - 集合で表示する場合は、10㎡以下(一つの目的地の広告は2㎡以下)、合計20㎡以下
高 さ	5m以下
個 数	一つの目的地につき3個以下
表示内容	- 施設や場所への誘導を目的としていること - 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
そ の 他	- 光源の点滅がないものであること - 上記基準のほか許可基準にも適合していること
模 式 図	1面2㎡以下 5m以下 集合看板1面2㎡以下 A 2㎡ B 2㎡ C 2㎡ D 2㎡ E 2㎡ 一つの目的地につき3個以下 並べて表示することはできません

(3) 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の適用除外【条例12条】

非自家広告物の「適用除外」は下表の通りです。

適用除外でも、届出や協議が必要な場合もありますので、留意してください。

項・号	区 分	禁止地域	禁止物件	許可地域	手続要否	基準等（規則8・10条）
1・1	法令の規定により表示・設置する広告物	○	○	○	不	
1・2	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する広告物	○	○	○	不	犯罪捜査等に係る広告物
					※	上記以外は、表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものを除き、届出又は協議が必要
1・3	公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等	○	○	○	不	
2	公共施設等に寄贈者名等を表示する場合	○	○	○	不	1施設に1個。 表示する物件の平面積1／20以下かつ0.5㎡以下
3・2	自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	○	/	○	不	2㎡以下
5・2	禁止物件の管理上必要な広告物	/	○	○	許	
3・3	工事現場の板塀などの仮囲いに当該工事期間中に限り表示する広告物	○	×	○	不	動植物、風景など風景に調和した広告物で営利を目的としないもの
						工事の進捗状況など工事現場の管理に必要な内容の広告物、かつ合計10㎡以下
3・4	祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの	○	×	○	不	祭典などが開催されている期間に限る。 事前のPR活動は不可
3・5	講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会などの会場敷地内に表示する広告物	○	×	○	不	
3・6	車体利用広告物	○	/	○	不	・3㎡以下のもの（電車は15㎡以下） ・公共的目的で表示するもの ・所有者等の当該車両の営業内容等を表示するもの
3・7	他の自治体で登録された自動車に、他の自治体の条例に適合して表示された広告物	○	/	○	不	
3・8	人・動物・車両（電車・自動車を除く）・船舶等に表示される広告物	○	/	○	不	
3・9	公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従って表示される広告物	○	/	○	不	
3・10	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	○	×	○	※	届出が必要。表示期間は4か月以内。 ただし、表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものは届出不要
6・1	営利目的でない講演会・スポーツ大会・労働組合などの広告物	×	×	○	届	表示期間は1か月以内、かつ届出が必要
6・2	公共的団体が公共的目的をもって表示するもの	×	×	○	届	届出が必要

○：表示できるもの ×：表示できないもの 不：手続き不要なもの 届：届出が必要なもの
許：許可が必要なもの ※：一定の場合、届出が不要となるもの。基準等欄参照のこと

6. 許可基準【規則別表 6】

(1) 許可共通基準

広告物を表示する際に留意すべき点を、許可共通基準として、次のとおり定めています。

- ◆ 位置、形状、大きさ、色彩、意匠などが周囲の景観と調和すること。
- ◆ 裏面、側面、脚部などが景観の形成・風致の維持に配慮をしていること。
- ◆ 材料は腐食・損傷しにくいものやさび止めなどの損傷防止の措置をしたものであること。
- ◆ 自重や積雪、風圧、地震などで脱落、倒壊・飛散するおそれのないこと。
- ◆ 道路標識や信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること。
- ◆ ネオンサイン、その他照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講じること。
- ◆ 蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射の強い塗料を使用しないこと。

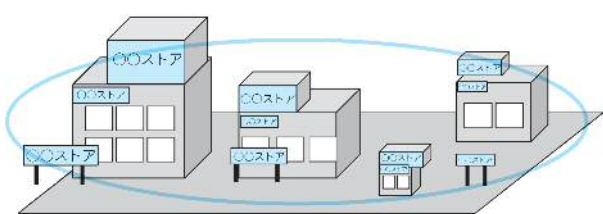
(2) 自家広告物等の許可基準

- ◆ 「自家広告物等の総表示面積の基準」と「自家広告物等の個別基準」の双方を満たす必要があります。

■ 自家広告物等の総表示面積の基準【条例 15 条・規則別表 4】

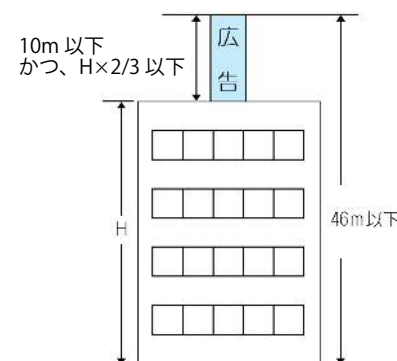
- ◆ 敷地内にある広告物の合計面積（総表示面積）の上限が決められています。
- ◆ 商業施設等については、施設の延床面積に応じて、総表示面積の上限を段階的に定めていきます。

区 分				許可地域
総 表 示 面 積	一般の施設の場合			1 0 0㎡以下
	商業施設等	延 床 面 積	2千㎡未満	1 0 0㎡以下
			2千㎡以上 5千㎡未満	1 5 0㎡以下
			5千㎡以上 1 0千㎡未満	2 0 0㎡以下
			1 0千㎡以上 1 5千㎡未満	2 5 0㎡以下
			1 5千㎡以上	3 0 0㎡以下
			広告幕など許可期間が2か月以内のものは上記に算入しない。	

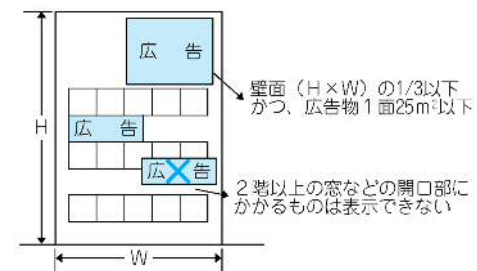
参 考	複合型商業施設など 一団の敷地を利用するものについては、 一団の敷地の合計で 総表示面積を規制します。 一団の敷地を単位として総表示面積を規定 
--------	--

■ 自家広告物等の個別基準

① 屋上広告物

区 分	許可地域
表示面積	一面25㎡以下
高 さ	10m以下、かつ建築物の高さの2/3以下
	地上からの広告物の高さは46m以下
	階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。ただし、当該屋上構造物の高さが建築基準法により、建築物の高さに算入される場合は、この限りではない。
表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと。
模式図	

② 壁面広告物

区 分	許可地域
表示面積	一面25㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下
表示方法	建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示をしないこと。
模式図	

③ 突出広告物

区 分	許可地域
広告物等の壁面からの突出幅	壁面から1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上にあっては0.6m以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）にあっては0.45m以下
広告物等の下端の地上からの高さ	歩道上にあっては3m以上、車道上にあっては4.7m以上
表示方法	広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないものとする
その他	道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要になります。
模式図	

④ 広告板・広告塔（建植広告物）

区 分	許可地域
高 さ	上端の地上からの高さ13m以下
面 積	一面 15㎡以下
模式図	

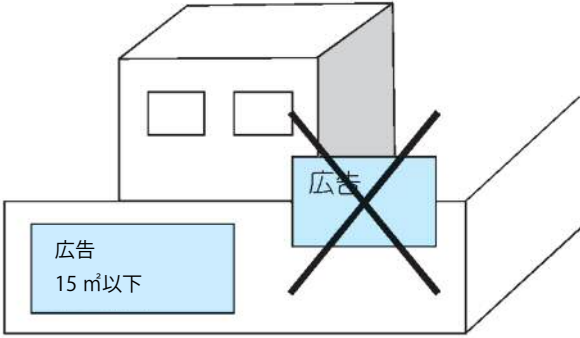
⑤ 電光掲示板等

電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる広告物等をいいます。

許可地域に電光掲示板等を表示する場合は、非自家広告物もこの基準によります。（禁止地域に表示することはできません。）また、他の広告物と一体として表示する場合は、この基準を満たし、さらに全体として他の広告物の基準を満たす必要があります。

区 分			許可地域
建築物及び建築物敷地を利用するもの	高さ	建植する場合	5m以下
		建植以外	7m以下
	表示面積	道路からの後退距離が5m未満の場合	一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下
		道路からの後退距離が5m以上10m未満の場合	一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下
		道路からの後退距離が10m以上の場合	一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下
		建築物の壁面から突き出して設置する場合	上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。（ただし表示面積1㎡以下のものは可）	
	模式図	交差点から20m以上はなす ただし1㎡以下は可 20m 5m 10m 一面3㎡ 合計6㎡ 一面6㎡ 合計12㎡ 一面12㎡ 合計24㎡	
空地に建植するもの	高さ	5m以下	
	表示面積	道路からの距離が5m未満：設置不可	
		道路からの距離が5m以上10m未満：設置不可	
		道路からの後退距離が10m以上：一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	
	表示方法	- 交差点から20m以上離れた位置とする。 - 相互間距離を5m以上とすること。	
	模式図	交差点から20m以上はなす 20m 5m 10m 設置不可 設置不可 一面6㎡ 合計12㎡	

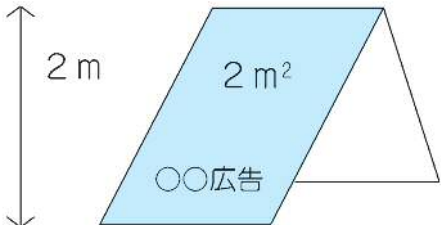
⑥ 塀広告物

区 分	許可地域
表示面積	一面15㎡以下
表示方法	塀にじか付け又はじか書きとし、壁面の外郭線から突出しないこと
模式図	

⑦ 工事用仮囲いを利用して表示するもの

区 分	許可地域
表示面積	自家広告物の基準（壁面広告・塀広告）
表示内容	・ 工事中の物件に関するものであること ・ 施工者、発注者又は販売者が工事中の物件に関する内容を表示する。
表示方法	・ 仮囲いにじか付け又はじか書きであること。 ・ 仮囲いの外郭線から突出しないこと。

⑧ 置看板

区 分	許可地域
高 さ	上端の地上からの高さ2m以下
面 積	一面2㎡以下
表示方法	道路上に突出しないこと。
模式図	

(3) 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の許可基準

■ 屋上広告物

区 分	許可地域
表示面積	一面20㎡以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（17頁参照）。

■ 壁面広告物

区 分	許可地域
表示面積	一面20㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1／3以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（17頁参照）。

■ 建植広告物（道路沿線に設置するもの）

① 広告板・広告塔（野立広告）

- ◆ 空地に表示された建植広告物を野立広告といいます。（禁止地域には設置できません。）
- ◆ 表示内容は自由ですが、道路（官民境界を指します。）からの後退距離に応じて、表示面積が制限されます。

区 分		許可地域		
表示面積等	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積
	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可
	5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡
	10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡
	20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡
	30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡
	40m以上	10m	30㎡	60㎡
表示方法		・ 交差点等の外縁から5m以上離れていること。 ・ 広告物相互の距離が5m以上であること。 ・ 形状は原則矩形であること。		

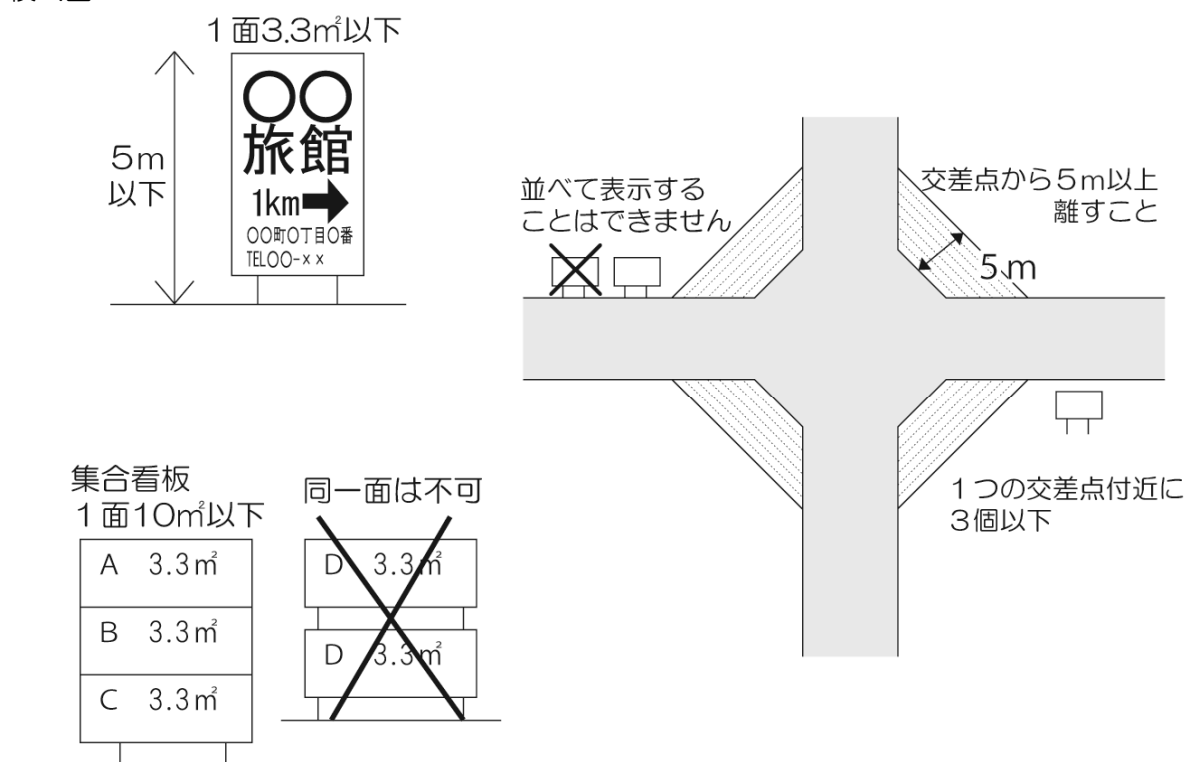
模式図

② 案内誘導広告物

- ◆ 許可地域では3.3㎡以下、禁止地域では2㎡以下で表示できます。（禁止地域は13頁参照）
- ◆ 特定の施設や場所への案内誘導の目的のため設置するものですので、名称・方向・距離は必ず表示してください。
- ◆ 案内誘導広告物に該当しない広告物は「①広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域
表示面積	・一面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下（裏表で） ・集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の広告は3.3㎡以下）、合計20㎡以下
高 さ	5m以下
範囲及び個数	・目的地から10km以内 ・一つの交差点付近に3個以下
表示内容	・施設や場所への誘導を目的としていること ・名称、方向、距離の記載は必須で、これらの記載が主たる表示内容であること
交差点からの距離等	交差点から5m以上離れる。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。

模式図



③ 案内図板

- ◆ 許可地域、禁止地域とも15㎡以下で設置できます。（禁止地域は13頁参照）
- ◆ 表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体の設置が一般的です。
- ◆ 案内図板に該当しない広告物は、「①広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域
表示面積	15㎡以下
高 さ	5m以下
表示内容	地図、路線図又は鳥かん図を表示するものであること
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと
模式図	

■ 鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔

区 分	許可地域	模式図
鉄道等からの距離	50m以上	
高 さ	10m以下	
表示面積	一面30㎡以下、 かつ合計60㎡以下	
広告物の相互間の距離	30m以上	

■ 電光掲示板等

基準は、自家広告物の基準と同じ（19頁参照）。

■ 塀広告物

区 分	許可地域	模式図
表示面積	一面 2m^2 以下	
表示方法	・ 塀にじか付け又はじか書きとし、壁面の外郭線から突出しないこと。 ・ 交差点から5m以上離す。	

■ 電柱広告物

区 分		許可地域	模式図
袖付 広告物	高 さ	車道上 地面から4.7m以上 その他 地面から3m以上	
	出 幅	0.6m以下	
	長 さ	1.2m以下	
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること。	
	個 数	1個	
巻付 広告物	高 さ	1.2m以上	
	長 さ	1.5m以下	
	個 数	2個以下	

■ 街灯柱利用広告物

区 分	許可地域	模式図
表示内容	商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること。	
個 数	柱1本につき1個	
広告物の 下端高さ	車道上 地面から4.7m以上 歩道上 地面から3m以上	
表示面積	一面 0.3m^2 以下、 かつ合計 0.6m^2 以下	
出 幅	0.6m 以下	

■ バス停利用広告物

区 分		許可地域
バス停留所標識を利用するもの	個 数	1 個
	表示面積	バス停留所標識の表示板の一面の面積の1 / 3 以下
バス停の上屋を利用するもの	表示方法	道路上にあっては、道路管理者の定める道路占有の基準に適合するものであること

■ 車体利用広告物

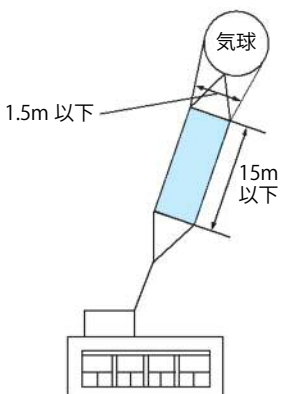
区 分	許可地域	模式図
表示面積	窓（ガラス）部及び正面を除いた車体表面に表示したものであること	
表示方法	・緊急自動車と紛らわしくないものであること ・運転者をげん惑させるおそれのある色彩や素材を用いたものでないこと ※自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・商号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外（適用除外15頁参照）	

（4） 短期広告物（許可期間が2月以内）の許可基準

■ 広告幕（懸垂幕・横断幕）

区 分	許可地域	模式図
個 数	建築物の壁面に表示する懸垂幕の個数は、一壁面4個以下 支柱等を利用して表示する場合の個数は、一支柱2個以下	
高 さ	横断幕の下端の地上からの高さは、歩行者のある場所上にあっては2.5m以上、車両の通行がある場所上にあっては4.7m以上	
大きさ	懸垂幕は、幅1.2m以下、長さ15m以下 横断幕（道路を横断している広告物）は、幅0.9m以下	

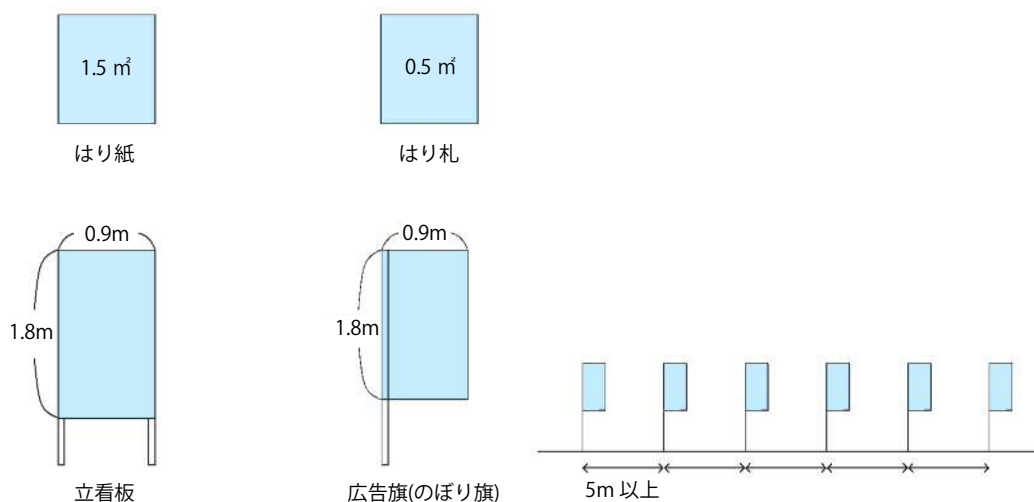
■ アドバルーン

区 分	許可地域	模式図
規格等	広告物は長さ1.5m以下、幅1.5m以下の布片に表示し、主綱に緊結すること。	
表示方法	気球部に表示する場合は、じか書きとすること。	

■ 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）

区 分	許可地域	
はり紙	枚 数	一面に同一のもの4枚以下
	表示面積	1.5㎡以下
はり札	枚 数	一面に同一のもの4個以下
	表示面積	0.5㎡以下
立看板	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること
広告旗 (のぼり旗)	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること

模式図



7. 手続きなど

◆ 許可申請は、建設ガス水道課に行ってください。

(1) 事前相談

屋外広告物を設置したい場合には、設置したい場所が禁止地域・許可地域のいずれに該当するのかが確認ください。禁止地域内で自家広告物の合計面積が5㎡を超え10㎡以下の場合、以下に記す設置する場所や内容が分かる書類を持参し、あらかじめ町建設ガス水道課へご相談ください。加えて、荒船風穴及び緩衝地帯と荒船風穴アクセス路沿道地域においては、1㎡を超えるものについて事前相談を行ってください。

手続きと提出部数	提出書類
屋外広告物表示（設置）届 （長期） 【正副2部】	①屋外広告物表示（設置）届出書（様式第8号） ②広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近を知り得る見取図 ③広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真 （申請の日前3月以内に撮影したものに限る。） ④広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 ⑤広告物等の色彩及び意匠並びに面積を明らかにした図面 ⑥他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 ⑦他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し ⑧自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該敷地に存する建築物の延床面積を明らかにする書類 （建築物の延床面積が2000㎡以下である場合及び表示し、又は設置する広告物等の総表示面積が100㎡以下である場合を除く。） ⑨その他町長が必要と認める書類
屋外広告物表示（設置）届 （短期） 【正副2部】	①屋外広告物表示（設置）届出書（様式第9号） この他の添付書類は、様式を参照のこと

(2) 許可申請の手続き

■ 許可申請【条例7条】

長期（壁面広告物など許可期間が1年以上の広告物）と短期（簡易広告物など許可期間が2か月以内の広告物）とで申請書の様式が異なります。

- ・長期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）」（様式1号）
 - ・短期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）」（様式2号）
- を利用してください。

申請書を2部作成の上、添付書類を添えて窓口へ持参、郵送のいずれかの方法で提出をしてください。また、許可書の郵送を希望する場合には、返信用封筒を用意してください。なお、様式類及び記載例は、建設ガス水道課窓口もしくは町ホームページから入手可能です。

■ 許可の更新【条例17条】

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を提出する場合には、安全性について点検を行い、その結果を添えて、期間満了日の30日前までに更新許可申請を行う必要があります。

更新許可申請を行わない場合には、屋外広告物を除却し、除却した旨を届け出る必要があります。なお、短期広告物については、更新許可申請を行うことはできません。

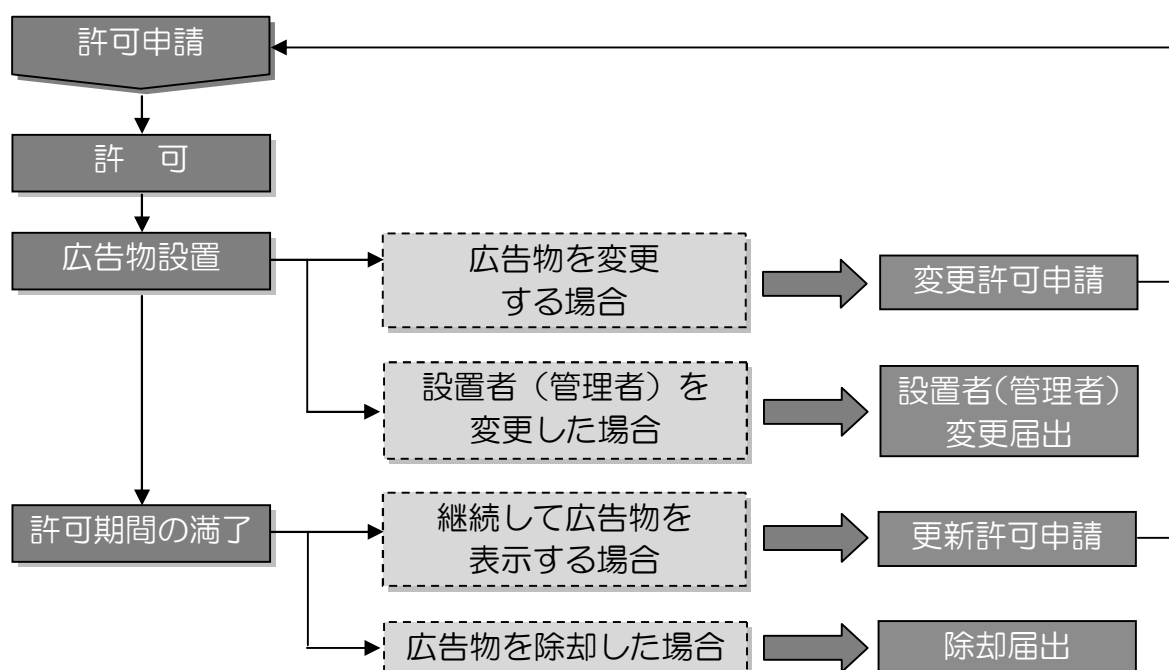
■ 変更許可申請【条例18条】

許可を受けた屋外広告物を変更、改造をしようとするときには、次に掲げる軽微な場合を除き、変更許可申請を行う必要があります。

- ・許可申請の内容や、許可条件の範囲内で行う修繕、補強、塗り替え（表示内容・色彩・意匠・大きさ・構造・位置などの変更は含みません。）
- ・表示面積を変更することなく行う自家広告物の表示内容の更新 など

屋外広告物条例の許可申請以外にも、他法令の手続きが必要な場合があります。

- ・他人の土地や所有物に広告物を表示する場合には、所有者や管理者に承諾を得る必要があります。
- ・広告物の高さが4mを超える場合には工作物確認（建築基準法）が、道路上に表示する場合には道路占用（道路法）・道路使用（道路交通法）の許可が必要です。
- ・これ以外にも自然公園法など屋外広告物条例以外の規制がある場合があります。



(3) 許可申請の手続き等に必要書類

手続きと提出部数	提出書類
屋外広告物許可申請（長期） 【正副2部】 新規に長期広告物を表示する場合	①屋外広告物許可申請書（様式第1号） ②広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近を知り得る見取図 ③広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。） ④広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 ⑤広告物等の色彩及び意匠並びに面積を明らかにした図面 ⑥他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 ⑦他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し ⑧自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該敷地に存する建築物の延床面積を明らかにする書類（建築物の延床面積が2000㎡以下である場合及び表示し、又は設置する広告物等の総表示面積が100㎡以下である場合を除く。） ⑨その他町長が必要と認める書類
屋外広告物許可申請（短期） 【正副2部】 新規に短期広告物を表示する場合	①屋外広告物許可申請書（様式第2号） この他の添付書類は、様式を参照のこと
屋外広告物表示（設置）許可等更新申請（長期のみ） 【正副2部】 許可期間満了後、続けて表示する場合満了の30日前までに申請	①屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書（様式第16号） ②屋外広告物安全点検報告書（様式第17号） ③広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真 ④他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 ⑤他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けてることを証する書面の写し
屋外広告物表示（設置）完了届 【1部】	①屋外広告物表示（設置）完了届出書（様式第7号） ②広告物等の状況を知り得るカラー写真
屋外広告物変更（改造）許可申請 【正副2部】	①屋外広告物変更（改造）許可申請書（様式第18号） この他、屋外広告物許可申請（長期）の②～⑧までの書類
屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届 【1部】 管理者の変更、その他の内容の変更をする場合	①屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書（様式第24号） ・資格を有する者を管理する者として置くとき →資格を証する証書等の写し ・新規に長期許可申請を行う場合 →屋外広告物許可申請書（様式第1号）に同項の規定による届出事項を記載した場合は、これによることができる

屋外広告物表示（設置）届 （長期） 【正副2部】	①屋外広告物表示（設置）届出書（様式第8号） この他、屋外広告物許可申請（長期）の②～⑧までの書類
屋外広告物表示（設置）届 （短期） 【正副2部】	①屋外広告物表示（設置）届出書（様式第9号） この他の添付書類は、様式を参照のこと
屋外広告物除却（滅失）届 【1部】	①屋外広告物除却（滅失）届（様式第19号） この他、除却後の状況を知り得るカラー写真を添付してください
屋外広告物経過措置認定申請 【正副2部】	①屋外広告物経過措置認定申請書（附則様式） ②広告物の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真

(4) 広告物を表示する者の責務 【条例20・21・22条】

◆ 広告物を表示する者は、許可を受けた広告物について、次の義務があります。

■ 許可の表示

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、証票（シール）を交付しますので、許可を受けた広告物に添付してください。

■ 管理義務（管理者の届け出）

屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐためには、広告物を常に良好な状態に保ち、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。そのため、簡易広告物を除き、広告物の管理者を置くことが義務付けられています。（短期広告物である、広告幕・アドバルーンにも届出が必要です。）

なお、管理者の資格は問いませんが、1面30㎡以上の屋上広告物の場合には、屋外広告物法に定める資格を有する方、一級建築士又は特種電気工事資格者を置くこととされています。

管理者の届け出は、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書によってください。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には、省略することができます。

■ 除却義務（除却の届け出）

許可や届け出の期間が満了したとき、許可等が取り消されたとき又は広告物を表示する必要がなくなったときには、遅滞なく除却しなければなりません。その際、除却届けを提出してください。

(5) 許可手数料・許可期間 【条例別表・規則別表5】

◆ 広告物の種類ごとに許可期間と手数料が定められています。

許可期間は、3年以内とされており、屋外広告物の種類ごとに定められています。

はり紙などの簡易広告物は、原則2月以内ですが、表面加工のない紙を使用したものは1月以内です。

許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可手数料が必要です。

手数料は、許可申請時に納付書で納付してください。

種類（区分）		許可期間	手数料	
			単 位	金 額
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの並びに掲出物件		3年以内	面積1㎡までごとに	480円
アーチ			1個につき	5,600円
電柱、街灯柱その他これらに類するもので町長が指定するものに表示するもの		1年以内	1個につき	280円
工事現場の板塀その他これらに類する仮囲いに表示するもの			面積1㎡までごとに	220円
車体に表示するもの	全体を利用するもの		1台につき	1,000円
	その他		1個につき	300円
はり紙		2月以内 ただし、表面加工のない紙を使用したものは1月以内	50枚までごとに	280円
はり札等			10枚までごとに	550円
立看板等			1個につき	280円
広告旗（のぼり旗）			1本につき	220円
広告幕			1張りにつき	330円
アドバルーン			1個につき	1,500円

8. 違反広告物に対する措置、罰則

- ◆ 条例に違反して広告物を表示した場合には、勧告や措置命令が行われます。
- ◆ 従わない場合には、屋外広告物の登録が取り消されたり、告発される場合があります。
- ◆ また、悪質な場合には、罰金刑等に処される場合があります。

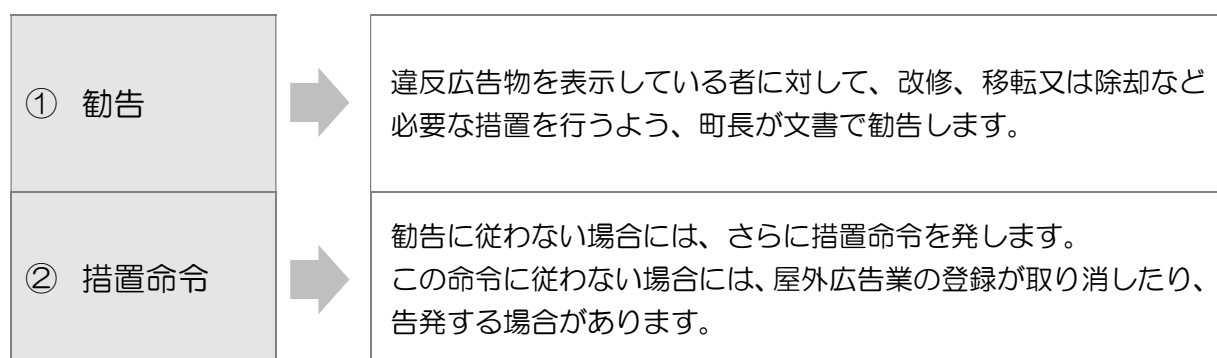
(1) 違反広告物

条例や規則に違反した広告物（違反広告物）とは、次のような場合をいいます。

- ① 禁止地域や禁止物件に広告物を表示したとき
- ② 許可地域で許可を得ないで広告物を表示したとき
- ③ 禁止広告物を表示したとき
- ④ 許可条件に違反したり、管理業務や除却義務を怠ったとき

(2) 違反広告物に対する措置 【条例24・25条】

違反広告物を表示すると、屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置（行政処分）が行われる場合があります。



なお、違反広告物が、はり紙や立看板など簡易広告物の場合、職権により除却する場合があります。

(3) 罰則 【条例4章】

条例に違反して、広告物を表示すると、次のような罰則が課せられる場合があります。

なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- ① 勧告や措置命令に従わなかった場合（５０万円以下の罰金）
- ② 条例に違反して禁止地域や禁止物件、許可地域に表示した場合、除却義務に違反し、広告物の除却をしなかった場合（３０万円以下の罰金）
- ③ 立ち入り検査を拒んだり、虚偽の報告をした場合（２０万円以下の罰金）
- ④ 必要な届け出をしなかった場合（１０万円以下の罰金）など

【参考】下仁田町景観計画の「景観形成基準」

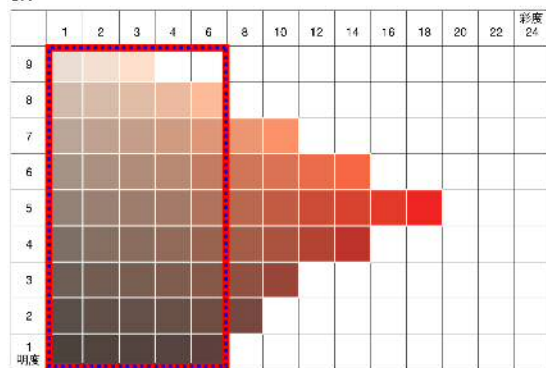
許可共通基準（本手引き：16頁）のうち、「位置、形状、大きさ、色彩、意匠などが周囲の景観と調和すること。」について、ご配慮いただく際の参考としてください。

（下記の景観形成基準は、色彩に関するもののみの抜粋です。詳しくは「下仁田町景観計画」をご確認ください。）

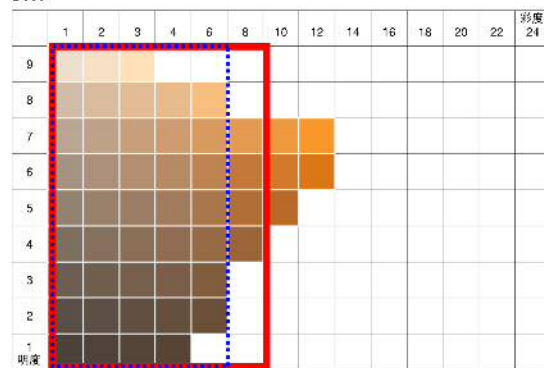
(1) 「下仁田町景観計画区域内（荒船風穴周辺地区、本宿地区を除く）」における景観形成基準

対 象	基 準
建築物	色 彩 ◇屋根・外壁ともに、彩度 9 以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。ただし、各立面における彩度 9 以上の使用は、各立面積の 20%以内であれば許容する。 ◇基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10Y ～ 色相 10BG（色相 10Y は含まない）:彩度 4 以下 色相 10BG ～ 色相 10B（色相 10BG は含まない）:彩度 8 以下 色相 10B ～ 色相 10RP（色相 10B は含まない）:彩度 4 以下 色相 10RP ～ 色相 10Y（色相 10RP は含まない）:彩度 6 以下 無彩色:制限なし ◇基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10R ～ 色相 10YR（色相 10R は含まない）:彩度 8 以下 色相 10YR ～ 色相 10B（色相 10YR は含まない）:彩度 6 以下 色相 10B ～ 色相 10PB（色相 10B は含まない）:彩度 8 以下 色相 10PB ～ 色相 10R（色相 10PB は含まない）:彩度 6 以下 無彩色:制限なし
工作物	色 彩 ◇彩度 9 以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を使用しないこと。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 色相 R・YR・Y:彩度 3 以下、明度 3 以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。

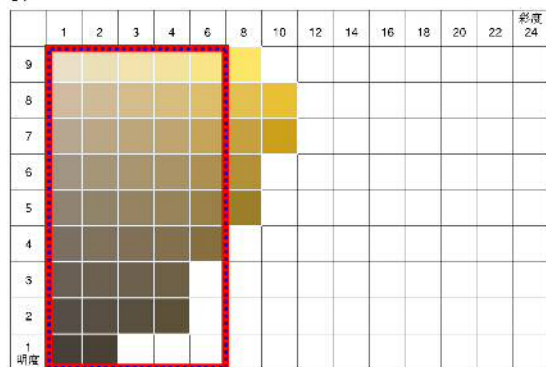
5R



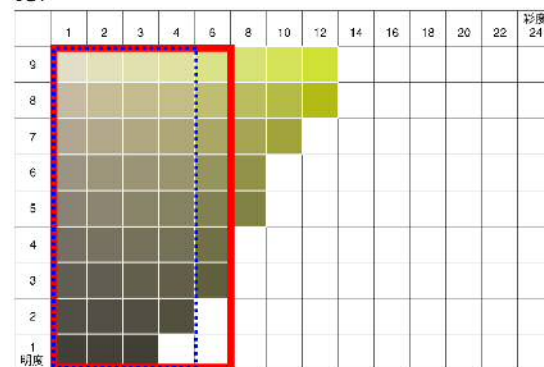
5YR



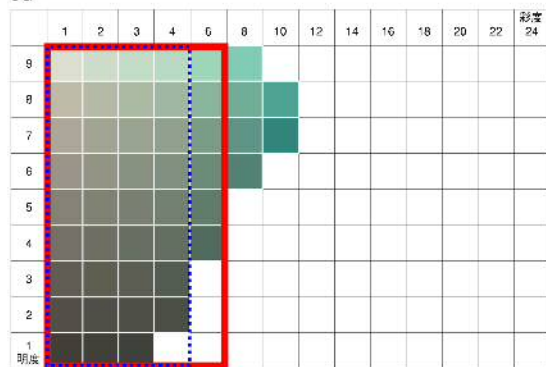
5Y



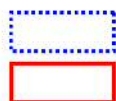
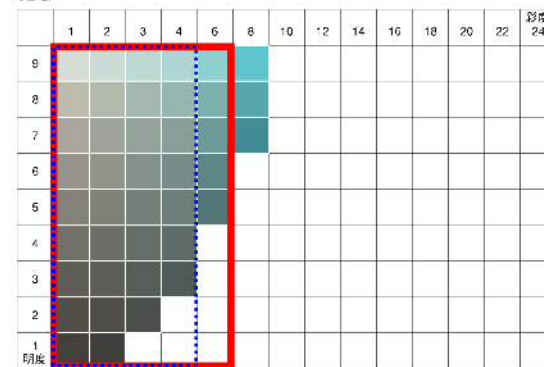
5GY



5G



5BG

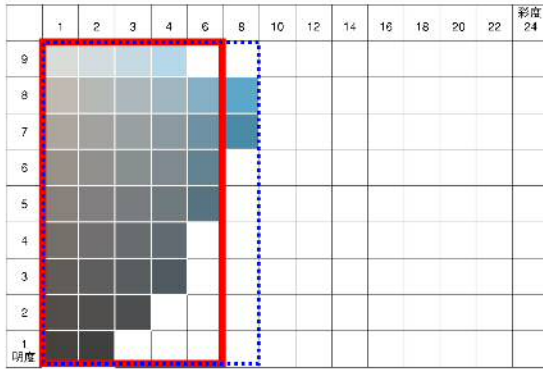


屋根に使用する色彩の推奨範囲

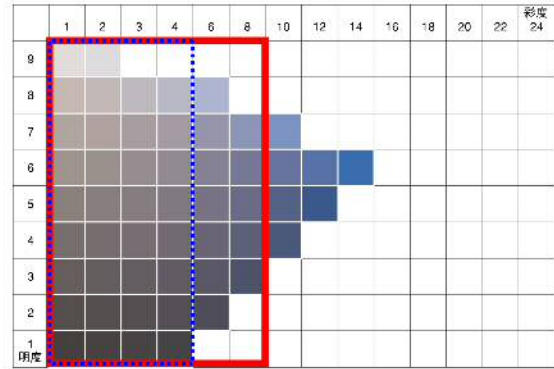
外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

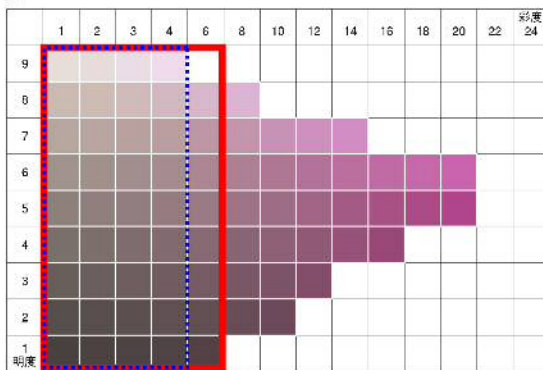
5B



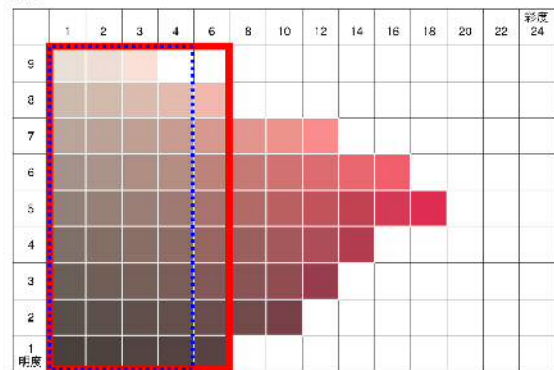
5PB



5P



5RP



N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

屋根に使用する色彩の推奨範囲
 外壁に使用する色彩の推奨範囲

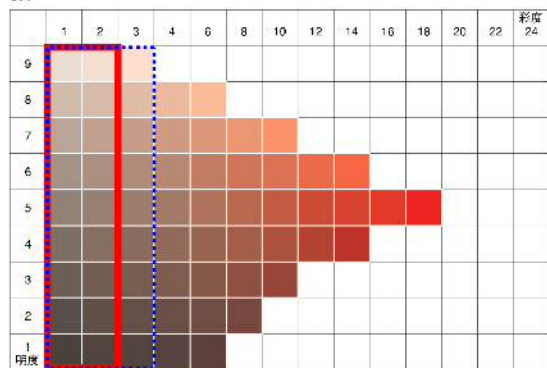
※代表的な色相別の制限基準を示している。

(2) 「景観形成重点区域」における景観形成基準（禁止地域に該当するもののみ）

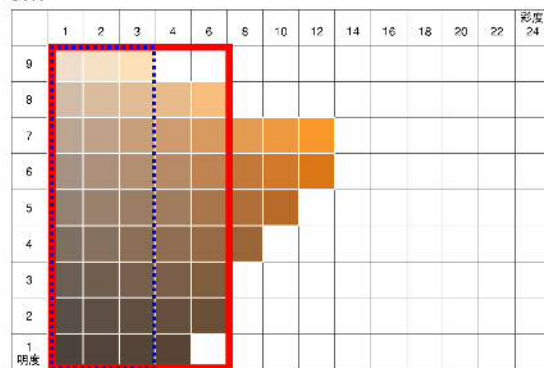
■ 荒船風穴周辺地区

対 象	基 準
建築物	◇屋根・外壁ともに、彩度 9 以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。 ◇基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10YR ～ 色相 10RP（色相 10YR は含まない）：彩度 2 以下 色相 10RP ～ 色相 10YR（色相 10RP は含まない）：彩度 3 以下 無彩色：制限なし ◇基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。 色相 10R ～ 色相 10YR（色相 10R は含まない）：彩度 6 以下 色相 10YR ～ 色相 10Y（色相 10YR は含まない）：彩度 4 以下 色相 10Y ～ 色相 10R（色相 10Y は含まない）：彩度 2 以下 無彩色：制限なし
工作物	◇彩度 9 以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を使用しないこと。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 色相 R・YR・Y：彩度 3 以下、明度 3 以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。

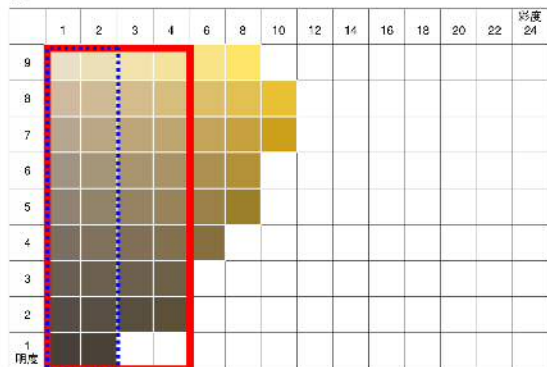
5R



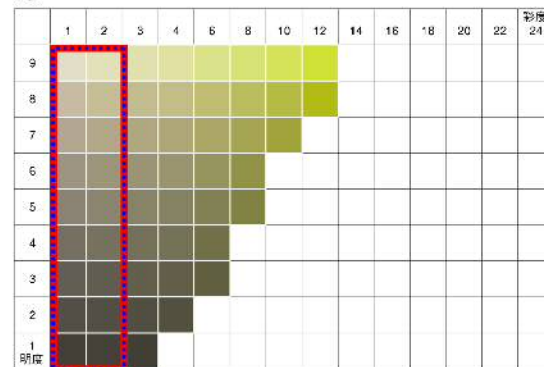
5YR



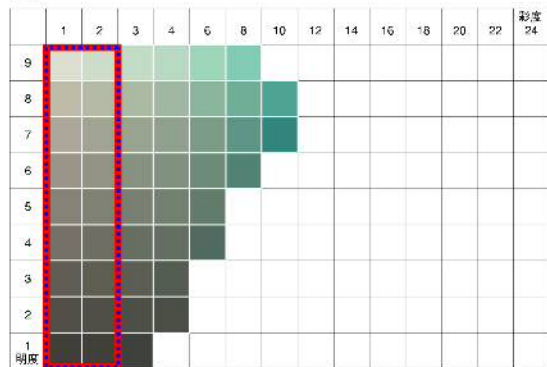
5Y



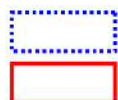
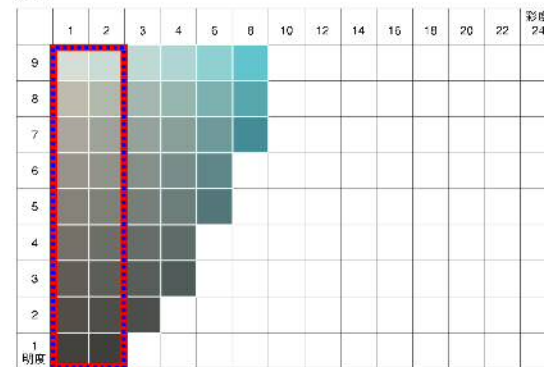
5GY



5G



5BG

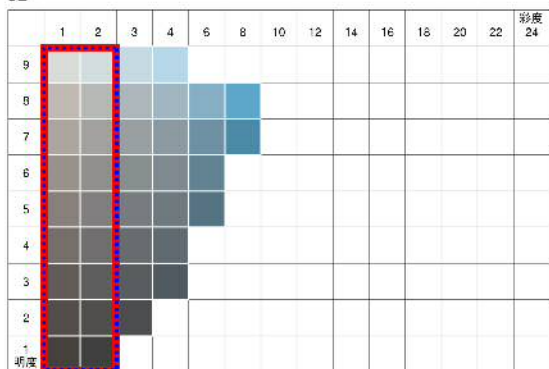


屋根に使用する色彩の推奨範囲

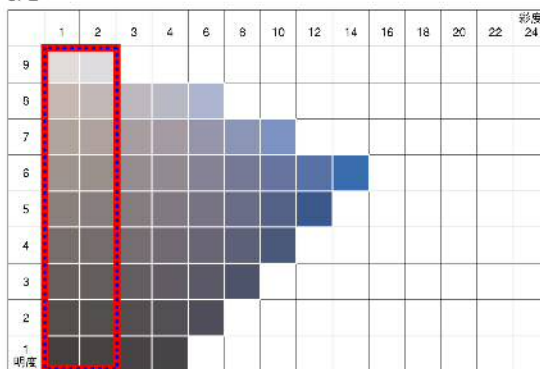
外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

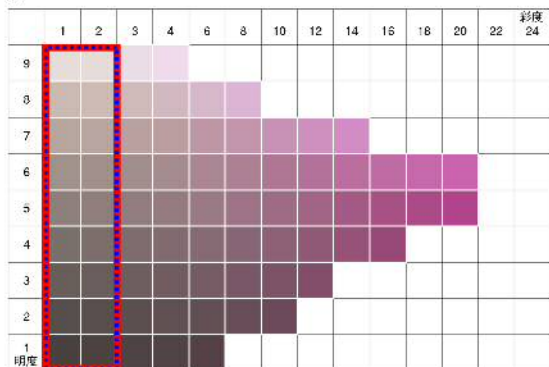
5B



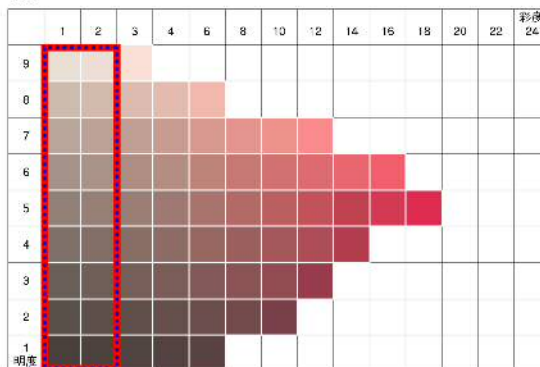
5PB



5P



5RP



N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

屋根に使用する色彩の推奨範囲
 外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

お問い合わせはこちらまで

下仁田町 建設ガス水道課

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682

TEL：0274-82-2111

FAX：0274-82-5766